

山梨中央ロータリークラブ

Rotary International District 2620
Yamanashi Chuo Rotary Club
2014-2015

会長	原田 哲	副会長	樋貝 浩久
幹事	田中 雅貴	副幹事	田中 雅承
会計	田中 雅承	会報	竹野 満

事務所

〒409-3812 山梨県中央市乙黒 158-2
(山梨ビジネスパーク (株) カルク内)

TEL 055-273-5344 URL <http://yamachuo-rc.net/>
FAX 055-273-8010 E-mail rotary@yamachuo-rc.net



ロータリーに
輝きを

2014~2015 RI 会長
ゲイリー C.K.ホアン

第 2620 地区 ガバナー
岡本 一八

【例会日】
毎週金曜日 12:30~13:30

【例会場】
(株) カルク (055-273-5344)

Weekly Report

2014年 11月 21日 第1653回例会

本日のプログラム

フリートーク

会長挨拶

「相続時精算課税制度」

会長 原田 哲

相続時精算課税制度とは、贈与をした際に一定の要件に該当する場合には、贈与時に贈与財産に対する贈与税を支払い、その後の相続時にその贈与財産と相続財産を合計した価額を基にした相続税額から先に支払った贈与税を控除し、贈与税額を清算することを選択適用することができる制度です。この場合の贈与税額は、贈与税額の計算の基礎となる贈与財産の価額から 2,500 万円を控除した額に 20%の税率を掛けて計算します。つまり、2,500 万円までの贈与時の贈与税は無税ということです。

この制度の適用を受けるためには、贈与者及び受贈者のいずれも次の要件に該当している必要があります。贈与者は、贈与をした年の1月1日において65歳以上(平成27年1月1日以降は「60歳以上」)であること。受贈者は、贈与者の推定相続人(平成27年1月1日以降は「推定相続人及び孫」)で、贈与を受けた年の1月1日において20歳以上であることを要します。

受贈者が推定相続人であるとは、受贈者が贈与の日において民法第887条に定める贈与者の第1順位の相続人、つまり子(養子及び代襲相続人を含む)であることを言います。

この制度の適用を受けるためには、贈与を受けた受贈者が贈与税の申告期限内に、贈与税の申告書に「相続時精算課税選択届出書」及び一定の必要な書類を添付して税務署に提出しなければなりません。

この制度の適用を選択した贈与を「相続時精算課税」と言い、適用を選択していない贈与を「暦年課税」と言って区分します。さらに、相続時精算課税における受贈者を「相続時精算課税適用者」と言い、贈与者を「特定贈与者」と言います。

特に注意を要するのは、受贈者が一旦相続時精算課税選択届出書を提出すると撤回することはできません。さらに、相続時精算課税適用者になると、以後、同一の特定贈与者から贈与により取得する財産は全て相続時精算課税の適用となります。

受贈者は、贈与者ごとに相続時精算課税の適用を受けるか否かの選択をすることとなりますので、父母から財産の贈与を受けた場合、父からの分と母からの分それぞれについて相続時精算課税の適用を受けるか否かを選択しなければなりません。

幹事報告

幹事 田中 雅貴

1. 本日は「第26回ふるさとを描く子ども絵画展」の表彰式が例会後、午後2時より行いますので、宜しくお願い致します。
前日も連絡致しました通り午後4時より撤去作業を行いますので、ご協力をお願い致します。
2. 明日、11月16日(日)に行われる2日目地区大会の出席者は、南アルプスRCのマイクロバスで行く事になりましたので、午前5時40分迄に「おかめ寿し」駐車場(富士川町大柵)に集合して下さい。
3. 次回、11月21日(金)の「ガバナー補佐訪問例会」は赤岡ガバナー補佐の都合により12月5日(金)に変更となりましたので、お知らせ致します。
4. ロータリー米山記念奨学会より「ハイライトよねやまNO.176」が届いておりますので、回覧致します。
5. 例会変更のお知らせ
なし

前回の例会記録

第1652回 出席報告

会員数	免除	出席者	欠席者	出席率	メイクアップ	前回の修正出席率
11名	0名	10名	1名	90%	2名	100%

届出欠席者 小池 章治君

届出失念者 なし

出席免除者 なし

メイクアップ 小池 章治君 田中 雅貴君

ビジター なし

備考 なし

ニコニコ BOX

• なし

☆ガバナー公式訪問

岡本ガバナーメッセージ(終)☆

パストガバナー 高野 孫左エ門様

今まさに時代はロータリークラブの分岐点にあると思います。長年のロータリーの歴史を重んじて、専門的に難しく解釈される方もいらっしゃると思いますが、私は、今の時代に即した解釈で、それがロータリーの多

様性につながれば、必要に応じた変化は大切だと思っています。クラブ会員のためになっているのであれば、あらゆる面で変化・改革に挑戦していただきたいと思います。

こうして、クラブ公式訪問で各クラブを回って様子を聞くと、既に地域密着型で素晴らしい活動をしているクラブが沢山あり、とても嬉しく思います。皆さんに期待しています。これからますます力を合わせて、ロータリーを輝かせていきましょう。

☆第26回ふるさと子ども絵画展開催☆

青少年奉仕委員長 樋貝 浩久

会員の皆様のご協力のもと、11月15日(土)に表彰式を無事終了することが出来ました。今年も1,463点の応募があり、大変人気をよんでいる事業であります。

原田会長はじめ会員の皆さんの応援で、盛大に行われた表彰式は印象に残りました。



原田会長 表彰式開催挨拶



入選者 表彰状及び賞品の授与式

次回のプログラム 11月28日(金)
地区大会報告 原田 哲会長